

## 一般競争入札執行通知書

下記の要領で一般競争入札を執行しますので、参加されたく通知します。

### 記

・入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 30 年度東日本大震災農業生産対策交付金  
(株)花兄園ファーム加美町第一農場・第二農場畜舎建設工事
- (2) 工事場所 宮城県加美郡加美町米泉字東野 75, 76 (第一農場)  
" 奈切谷字青木原 28-170、28-171, 28-172
- (3) 工事期間 着手 契約の日の翌日、 完成 平成 31 年 3 月 20 日  
(第二農場は部分使用あり 完成平成 30 年 10 月 31 日)
- (4) 工事内容 別添参照

・設計図書、契約条項及び入札心得を示す場所等

- (1) 日時 平成 30 年 4 月 20 日 から 平成 30 年月 15 日まで
- (2) 場所 株式会社花兄園ファーム 事務所  
宮城県大崎市鹿島台船越字山古屋前沢 1

・現場説明

なし

・入札日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 5 月 16 日 (月) 11 時 00 分
- (2) 場所 株式会社花兄園ファーム 事務所  
宮城県大崎市鹿島台船越字山古屋前沢 1

・入札保証金

免除

・支払い条件

着手金 1/3、 2/3 完成後支払い

・その他

- (1) 建設業登録業者で、東北地方以北で養鶏場（23万羽以上飼養施設）の建設工事の実績のある事
- (2) 入札に参加するものは、同上の実績及び養鶏内部設備メーカー提示の上で、設計図書を閲覧し入札に参加する旨を 入札日前日正午までに下記事務所に連絡する事とする
- (3) 第二農場は、部分使用する為、工期が30年10月31日を必ず守れる事とする。  
(11月には雛を導入する為、建築完成検査、施主検査、事業検査を実施します。)
- (4) 落札者の決定後、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。  
営業の停止を対象事項に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合
- (5) 設計等質問事項がある場合には、5月11日金曜日の正午までに事務所の担当者へ質問書を提出すること

問い合わせ先及び質問先

株式会社花兄園ファーム

担当 代表取締役 大須賀 木

住所 宮城県大崎市鹿島台船越字山古屋前沢1

電話 0229-25-6227

# 鶏舎建築工事概要書

工事名 平成 30 年度東日本大震災農業生産対策交付金  
(株) 花兄園ファーム加美町第一農場・第二農場 畜舎建設工事

工事場所 第一農場：加美郡加美町米泉字東野 75, 76  
第二農場： 〃 奈切谷字青木原 28-170、28-171、28-172

## 工事概要

### 1. 建築工事 (第一農場)

1) 育雛育成用鶏舎×6 棟	木造平屋建て	一式
	床暖房設備	一式
	内部設備	一式

2) 堆肥舎	木造平屋建て	一式
--------	--------	----

3) 管理事務所	木造平屋建て	一式
----------	--------	----

2. 給水・排水設備工事	一式
--------------	----

3. 電気設備工事	一式
-----------	----

4. 旧鶏舎解体工事	一式
------------	----

### 5. 建築工事 (第二農場)

1) 育雛育成用鶏舎×6 棟	木造平屋建て	一式
	床暖房設備	一式
	内部設備	一式

2) 堆肥舎	木造平屋建て	一式
--------	--------	----

3) 管理事務所	木造平屋建て	一式
----------	--------	----

6. 給水・排水設備工事

一式

7. 電気設備工事

一式

8. 旧鶏舎解体工事

一式

# 入札心得

株式会社花兄園ファーム

## 1. 入札記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その羽数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 入札等

- (1) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵便による入札は認めない。

## 3. 無効の入札

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理保留）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 入札保証金の納付を免除された者を除き、入札保証金を納付しない、又は不足するものした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 4. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第64号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には入札を取りやめることがある。
- (6) 入札執行回数は、3回（再度入札含む）を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、第3回の最低者と随意契約のための見積もりを聴取する。